

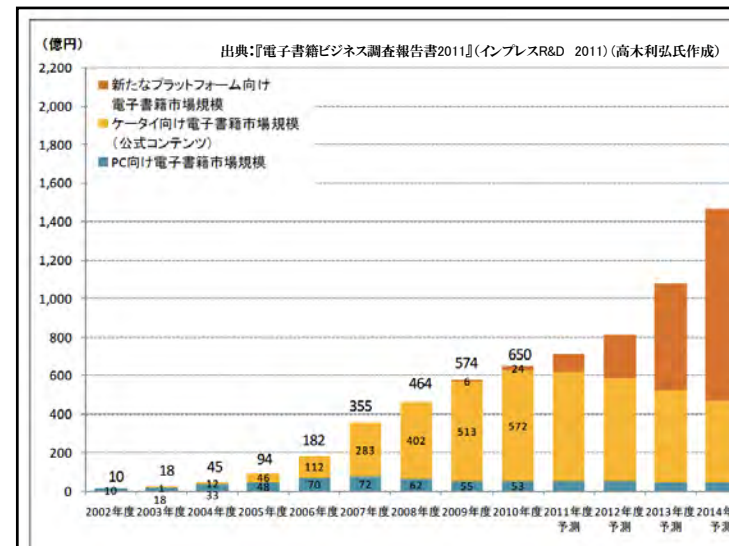
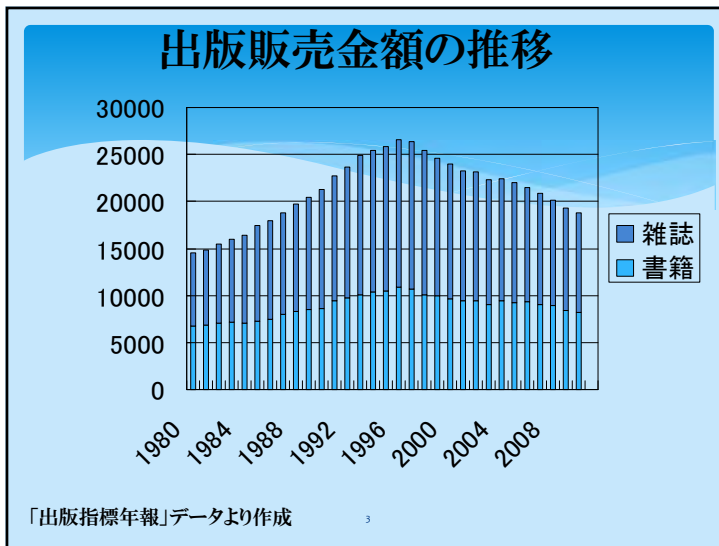
平成23年度国立大学図書館協会シンポジウム
電子書籍と大学図書館

「電子書籍をめぐる出版界と 図書館界の新局面」

2011年11月25日(金)13:40~14:00
京都大学医学部芝蘭会館山内ホール

湯浅 俊彦
(立命館大学文学部)

1.出版界における 電子書籍ビジネス



離陸しない「電子出版」から 2010年の「電子書籍元年」へ

- * (1)ハードメーカーがデバイスを開発
- * (2)出版社がコンソーシアムを結成して、コンテンツを提供→きわめて少ないラインアップ
- * (3)ユーザーにデバイスが支持されず生産終了
- * (4)電子書籍配信サービス停止
- * ● 出版社からは「何度も来る“電子書籍元年”」
「100万円使って1万円稼ぐ状態」
- * ● 市場として成立→ケータイ向けコミックだけ

5

2. アップル、アマゾン、グーグルの戦略

6

2010年＝電子書籍元年 アップル「iPad」の登場

- * 米Apple社は米国において2010年4月、タブレット型端末「iPad(アイパッド)」を発売し、iPadから接続できる電子書籍サイト「iBookStore(アイブックストア)」からの販売を開始。
- * これは携帯音楽プレーヤー「iPod(アイポッド)」と音楽ダウンロードサービス「iTunes(アイチューンズ)」の電子書籍版。
- * 電子書籍を\$12.99~\$14.99で販売
- * 販売代理店モデル：出版社から30%の手数料
- * 日本での発売は5月28日。

7

「iPadに文芸新刊—講談社、京極夏彦さん作品」

- * 2010年5月21日付け『朝日新聞』大阪本社版13版1面(30面に関係記事)
- * 京極夏彦氏のミステリー小説『死ねばいいのに』
- * 5月15日、新刊で発売。(税別1,700円)
- * 5月28日、電子書籍で発売→iPad、iPhone、携帯電話、パソコンで読める。(携帯以外の電子版は発売2週間税別700円、その後900円)
- * 「国内の大手出版社が、新刊の文芸書を電子書籍端末で売るのは初めて。他の出版社も続々と参入しそうで、その第1号となる」

8

この記事の論点

- * 講談社⇒
- * ①価格決定の主導権を日本の出版社が握ること。
- * ②自社で出版した作品の電子書籍化の許諾権を得るため、著者への働きかけを強めること。
- * 著者⇒
- * ①紙の本の印税は10%だが、電子書籍ではこれより高い。
- * 書店⇒
- * ①書店を含めた出版文化が廃れる可能性がある。
- * ②物語を面白いと感じ、新たな人が書店に来てくれれば相乗効果になる。
- すでに2010年3月、「日本電子書籍出版社協会」(講談社、小学館、集英社、新潮社など当初31の出版社)設立。
- ↓
- そして2011年6月、新潮社→今後、著者の許諾が得られた新刊書籍について全点電子書籍化すると発表。
- 講談社や学研も全点電子書籍化と発表。

9

「防衛としての電子書籍」前史

- * 1995年、「電子書店パピレス」開店。
- * これに対抗する必要から1997年、「光文社電子書店」開設。
- * 1999年12月「電子文庫出版社会」発足、2000年9月「電子文庫パブリ」開店。
- * 「事の起こりは、ある著者からの問い合わせ電話からでした。
『出版社からではないのだが、光文社で刊行している自分の著書をデジタル化してオンライン販売したい、とってきているのだがOKしてもよいものだろうか……』ということでした。」

「やらなきゃ、やられる」

「よくよく訊いてみると、その契約内容は配信にとどまらず、FDやCD等のパッケージ・メディアを含むすべてのデジタル化権、しかも独占契約であると……。これは大変なことになっているぞ。これまで著者をサポートして、編集者がどれほどの思いで作品をつくってきたか。その成果を出版社を素通りしてサラッと持っていかれて独占される。そんな理不尽な話はない。

『先生、うちでやりますから……』

1996年春のことでした。」

(細島三喜『やらなきゃ、やられる』—電子文庫パブリの誕生まで『電子出版クロニクル』日本電子出版協会、2009、p.76)

11

かつては「防衛のための文庫」発刊

- * 著者が承諾すれば他社で文庫化できる。
- * 1971年、講談社文庫発刊。
- * 「講談社で出版した書籍で、売行き好調なものが、次々と他社の文庫本に組み入れられていくのを黙過するのは耐えられない」(『講談社七十年史 戦後編』)
- * 第1弾：大江健三郎『万延元年のフットボール』など一挙69点刊行。
- * その後も、徳間文庫(1980年)、双葉文庫(1983年)、光文社文庫(1984年)、祥伝社文庫(1985年)、幻冬舎文庫(1997年)、小学館文庫(1997年)など、防衛のための文庫発刊。

12

アマゾン「Kindle」

- * 米Amazon.com社は2007年11月、データ通信機能を内蔵した読書専用端末である「Kindle(キンドル)」を米国において発売。
- * 9万タイトルのKindle版電子書籍を準備→2009年2月後継機「Kindle2」発売時には23万、2010年1月には41万タイトル。
- * ベストセラー本の多くを価格\$9.99ドルで提供
- * 日本ではPHP研究所、文芸書や実用書など約1,000点の書籍データをすでにアマゾン側に提供、2011年10月正式契約予定。

13

本の世界をGoogleが支配する？ 「Google eBooks」

- * 米Google、電子書籍サービス「[Google・エディション](#)」を開始と2010年5月5日発表→図書館プロジェクトとは異なり出版社とのパートナーズ・プログラム
- * 「Kindle」「iPad」、パソコンで電子書籍が読める。
- * 10カ国(米、英、仏、西、日など)で最大200万冊規模の販売タイトル数予定と発表。
- * 2010年12月、米国にて[Google ebookstore](#)開始。
- * 2011年10月、英国でも開始(Hachette, Random House, Penguinなど数十万点、パブリックドメイン200万点。年内にカナダ、オーストラリア、ニュージーランドでも。
- * 「電子出版」から巨大な「出版コンテンツ・データベース」へ
- * Googleで検索してヒットしなければ存在しないことに！
- * 世界中の出版社がGoogleに出版コンテンツを預ける？

14

3. 電子書籍をめぐる図書館政策

15

「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」

- * 2010年3月、文部科学省、経済産業省、総務省が開催。
- * アマゾン、アップル、Googleなど米国発の企業による電子書籍流通のプラットフォームが世界的規模で展開。
- * 「我が国の豊かな出版文化を次代へ着実に継承するとともに、デジタル・ネットワーク社会に対応して広く国民が出版物にアクセスできる環境を整備することは、国民の知る権利の保障をより確かなものとし、ひいては、知の拡大再生産につながるものです」
- * 「そのため、関係者が広く集まり、デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に向けた検討を行う」
- * 2010年6月、[報告書](#)の公表。

16

文化庁「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」(2010年12月～)

- デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項
 - 出版物の権利処理の円滑化に関する事項
 - 出版者への権利付与に関する事項
- * 第2回検討会議(2010年12月17日)→国会図書館、公共図書館、大学図書館についてヒアリング開催。
- * 湯浅俊彦「[公共図書館における電子書籍の利用の現状と課題](#)」
- http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/kondankaitou/denshishoseki/02/pdf/shiryo_2.pdf

17

国会図書館による送信サービス

【国会図書館が担うべき役割】

- * 国会図書館からの送信サービスは国民生活における情報に係る知的インフラとしての性格を有するものであり、より多くの国民が当該サービスを利用できるような環境を整備することが望まれる。

【各家庭までの送信】

- * 解決すべき課題が多く、相当期間の協議を行う必要。

【アクセスポイントとしての公立図書館】

- * この点、地域の公立図書館については社会教育上重要な機能を有する施設であり、情報管理に係る一定の体制が整備されていることや、誰もが無料で図書館を利用することが可能であることから、当該図書館を国民のアクセスポイントとして設定することは有益であると考えられる。

18

送信サービス

【研究拠点としての大学図書館】

- * 大学図書館のような教育・研究機関の図書館については、例えば、日本古典文学を研究する学生等が自身の通う大学の図書館で、国会図書館にしかない希少な出版物の画像を用いた研究が可能となるなどその利点は大きく、送信サービスの受け手として考えられるべきである。

【学校図書館への配信】

- * この他にも学校図書館についても対象とすべきではないかとの意見があった。

19

著作権法の改正—権利制限規定の創設

【著作権法の改正】

- * ①～③において示された内容、条件が法令等によって適切に担保されるのであれば、当該サービスの実施にあたり、権利制限規定の創設により対応することが適当であると考えられる。
- * ①「送信先の限定」(公立図書館、大学図書館)
- * ②「送信データの利用方法の制限」(プリントアウト不可)
- * ③「対象出版物の限定」(市場における入手が困難な出版物等)

【9月26日パブリックコメント(意見公募手続き)受付開始】

10月14日提出期限→日本電子書籍出版社協会(電書協)と出版流通対策協議会(流対協)の反対意見

20

内閣府「知財戦略会議 コンテンツ強化専門調査会」

- * 2010年11月8日、第1回会合～2011年5月13日、第10回会合開催→「[知的財産推進計画2011](#)」(6月3日決定)
- * 第5回会合(2011年1月17日開催)において、電子書籍をめぐる討論。

21

「知的財産推進計画2011」 【施策例】 知的資産のアーカイブ化とその活用促進

- * 我が国の知的インフラ整備の観点から、**国立国会図書館が有する過去の紙媒体の出版物のデジタル・アーカイブの活用を推進する**。具体的には、民間ビジネスへの圧迫を避けつつ、**公立図書館による館内閲覧や、インターネットを通じた外部への提供を進めるため、関係者の合意によるルール設定といった取組を支援する**。
- * (短期)(文部科学省、経済産業省、総務省)

22

「知的財産推進計画2011」 【施策例】 知的資産のアーカイブ化とその活用促進

- **国立国会図書館への電子納本を可能にするため、例えば、電子書籍として市場で配信されたものは、館内閲覧に限るというルール設定の検討をはじめとした取組を支援する**。

(短期)(文部科学省、経済産業省、総務省)

23

「電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究」(2008年度国立国会図書館調査研究事業)

- * 日本における「電子書籍」は・・・
- * (1)量的拡大
- * (2)コンテンツの多様化
- * (3)読者の受容
- * そこで、電子書籍の流通・利用・保存の現況を調査(湯浅俊彦、北克一、萩野正昭、中西秀彦による研究会)。
- * 2009年3月、国立国会図書館より「[電子書籍の流通・利用・保存に関する調査研究](#)」(図書館調査研究レポートNo.11)刊行。
- * 2009年3月9日、国立国会図書館東京本館で報告会開催、関西館にTV中継(295名参加)。

24

国立国会図書館(NDL) 所蔵資料大規模デジタル化

- * 2009年度、127億円の補正予算⇒国立国会図書館における**所蔵資料大規模デジタル化**(2011年6月現在、約100万点デジタル化完了し、約25万タイトルをネット公開)
- (1)電子図書館サービスのためのデジタル化(戦前期刊行図書、古典籍資料、昭和27年までの官報、学位論文)→NDL館内利用→著作権処理が可能なものはインターネット提供
- (2)保存のためのデジタル化(1945年～1968年までの戦後期刊行図書、戦前期の雑誌等)→NDL館内利用・図書館への配信→検索のためのテキスト化・デジタル化データの民間商用利用(文化庁「検討会議」で検討中)

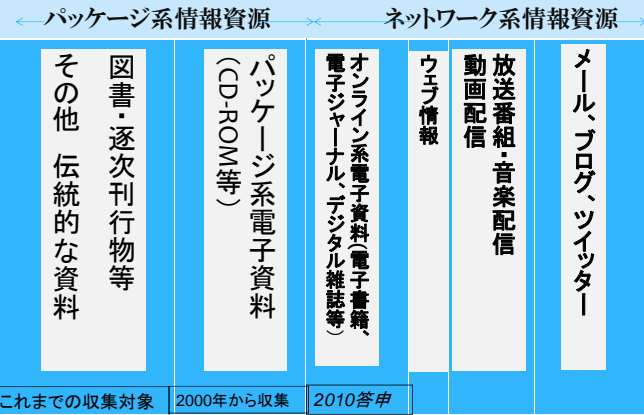
25

電子納本制度に向けて

- * 2009年7月23日、第16回納本制度審議会において、国立国会図書館長からオンライン出版物の収集について問題提起
- * 2009年10月13日、第17回納本制度審議会では、国立国会図書館長から「国立国会図書館法第25条に規定する者(私人)がインターネット等により利用可能とした情報のうち、同法第24条第1項に掲げられた図書、逐次刊行物等に相当する情報を収集するための制度の在り方について」の諮問
- * 小委員会は2009年11月から2010年2月にかけて3回の調査審議を行い、「オンライン資料の収集に関する中間報告」を取りまとめ、2010年6月7日、第19回納本制度審議会において、答申「[オンライン資料の収集に関する制度の在り方について](#)」

26

「電子資料およびネットワーク情報資源」概念図



27

(国立国会図書館・納本制度審議会)

公衆送信権の特例措置

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震

- * 3月24日、文化庁「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において、日本図書館協会が「公衆送信による著作物の送信に関して許諾要請」→書協・漫画家協会などから賛同意見。日本文藝家協会も小説1冊全ての送信を許諾。
- * 3月25日、日本図書館協会が各種著作団体「被災者を支援する図書館活動についての協力依頼」→文献複写サービスによる複写物を、メールやFAXにより被災者や被災地の図書館や病院等の公共施設等に送信すること、また乳幼児への絵本読み聞かせなどの中継、録音録画したものの配信、絵本の版面の公衆送信などの許諾要請→日本新聞協会、日本ビジュアル著作権協会、出版社著作権管理機構、日本音楽著作権協会も賛同。
- * もし、国立国会図書館の所蔵資料デジタル化が1968年以前ではなく、最新のものから順次実施されていたら！

28

「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」(2008年度)

- * 国立国会図書館は、文化審議会の中間総括を受けて、著作権者団体、出版者団体、大学および公共図書館をメンバーとして「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」を開始。
- * (1)保存を目的とする国立国会図書館所蔵資料のデジタル化は、画像データの作成を当面の範囲とする。
- * (2)検索利用等を目的とした資料の「テキスト化」の実施については、今後の検証事業等の結果を踏まえて、あらためて、関係者との協議により方針を定める。
- * (3)デジタル化の実施に際しては、権利者を始めとする関係者の理解と協力を得るように努め、民間の市場経済活動を阻害することがないように十分に留意する。
- * (「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 第一次合意事項」2009年3月23日)

29

納本制度審議会「オンライン資料の補償に関する小委員会」

- * 平成23年9月20日の第20回納本制度審議会→館長から「平成22年6月7日付け納本制度審議会答申『オンライン資料の収集に関する制度の在り方について』におけるオンライン資料の制度的収集を行うに当たって補償すべき費用の内容について」の諮問。
- * 福井健策小委員長、山本隆司委員、湯浅俊彦委員、植村八潮専門委員、大久保徹也専門委員、三瓶徹専門委員
- * 第1回 10月20日
- * 第2回 11月22日

30

*5. 出版業界と図書館の新局面

31

図書館における和書コンテンツの利活用

【従来】

- * JapanKnowledge
- * NetLibrary⇒紀伊國屋書店
- * 千代田Web図書館⇒iNEOハイブリッド図書館
- * 堺市立中央図書館⇒TRC-DL ([TRC-Digital Library](#))

【今後】

- * 独自の電子書籍化(例:慶應義塾大学、札幌市立中央図書館)
- * 独自の所蔵資料のデジタル化(例:兵庫県立図書館)
- * 国会図書館からの所蔵資料送信サービス(「絶版」書籍の送信サービス)
- * 障害者のための著作物利用(例:著作権法改正をうけて、立命館大学図書館では、障害のある学生を対象としたテキストデータ提供)
- * 出版デジタル機構とのライセンス契約?

32

「出版デジタル機構(仮称)」 プレスリリース(2011年9月15日)

- * インプレスホールディングス・勁草書房・講談社・光文社・集英社・小学館・新潮社・筑摩書房・東京大学出版会・東京電機大学出版局・版元ドットコム(代表:ポット出版・ほか6社)・文藝春秋・平凡社・有斐閣の出版社20社(五十音順)
- * 出版社が主体となって作る新会社「出版デジタル機構(仮称)」の設立に合意。
- * 日本国内における電子出版ビジネスの市場拡大をサポートするための公的なインフラ整備。

33

出版デジタル機構の基本業務内容

- * ●「出版デジタル機構」(以下、「本機構」)参加各社の出版物デジタルデータの保管業務を行う。
- * ●対図書館ビジネス(BtoP)を各社に代わって本機構が代行する。
- * ●国立国会図書館が電子化をおこなった雑誌・書籍の民間活用の担い手となる。
- * ●各電子書店・プラットフォームに向けての配信業務(BtoB)を支援する。
- * ●各社の希望に応じて出版物の電子化を行う。
- * ●各社の著作権者への収益分配を支援する。
- * ●電子出版物に関する検討事項を討議し、解決する場を提供する。

34

出版デジタル機構 関西説明会(2011年11月18日)

- * 11月4日、11日、東京にて説明会(100社150名、200社250名参加)→参加出版社20社から57社に。
- * 11月18日、京都にて関西の出版社向けに説明会(70名参加)→創元社など参加表明。
- * 三省懇を受けて、インフラ整備の必要性を痛感→出版社だけが現実にコンテンツを増やすことが可能。
- * 当面、50年前から昨年までの本を一気にデジタル化→数十万点目標(ジュンク堂書店並みの品揃えをめざす)
- * 読者に直接販売はしない→電子書店に出版社の指示で提供
- * 図書館サービスについては具体化していない

35

出版社によるデジタルアーカイブ化と 図書館の戦略

- * 出版デジタル機構→デジタルアーカイブ化
- * 紙媒体の時代の「購入→図書館資料」の時代の終焉?
- * 新聞記事データベースのような契約→日本国内の電子書籍やデジタル雑誌も個別にコンテンツを購入するのではなく、ライセンス契約へ?
- * すでに大学図書館における電子ジャーナルでは、バーゲニングパワーの増強による出版社交渉へ(共同ライセンシング)→今後、教育・研究に不可欠な電子リソースのコレクション形成と保存へ

36